

2017年関東デイルーシリーズ共通規則書

第1章 総 則

本共通規則は2017年に開催される2017年関東デイルーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、その指示する範囲において本共通規則より優先する。また、各競技会の競技参加者および競技運転者(乗員)は2017年JAF国内競技規則、2017年JAF国内競技車両規則、JAFの公示、本共通規則および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公 示

FIAの国際モータースポーツ競技規則、並びにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則、ラリー競技会開催規定、2017年関東デイルーシリーズ共通規則及び本大会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

各競技会特別規則書に記載

第2条 競技種目

第1種アペレージラリー

(四輪自動車によるリライアビリティラン)

第3条 競技会の格式

JAF公認クローズド格式競技

公認番号:各競技会特別規則書に記載

第4条 開催日程

第1戦	平成29年 2月19日(日)千葉	T.ARTAS
第2戦	平成29年 3月05日(日)神奈川	AZUL
第3戦	平成29年 4月16日(日)茨城	C.i
第4戦	平成29年 5月13日(土)東京	FQRC
第5戦	平成29年 6月04日(日)栃木	ADVAN栃木
第6戦	平成29年 7月09日(日)茨城	RCGM
第7戦	平成29年 7月30日(日)千葉	RSCC
第8戦	平成29年 8月27日(日)栃木	MSCC
第9戦	平成29年10月01日(日)茨城	TARMAC
第10戦	平成29年11月05日(日)群馬	PRESTIGE
第11戦	平成29年11月25日(土)長野	M.C.S.C.

第5条 開催場所および競技距離

各競技会特別規則書に記載

第6条 競技内容及び走行距離

各競技会特別規則書に記載

第7条 オーガナイザー

各競技会特別規則書に記載

第8条 大会役員

各競技会特別規則書に記載

第9条 競技会役員

各競技会特別規則書に記載

第10条 参加申込および参加料

各競技会特別規則書に記載

第11条 競技会に有効な保険

競技参加者は対人賠償保険(または共済等)および搭乗者保険(または共済等)に加入すること。

第12条 競技のタイムスケジュール

各競技会特別規則書に記載

第3章 競技参加に関する基準規則

第13条 参加資格

1. 競技参加者は自動車運転免許証を所持していること。
2. クルーは当該年有効なJAF国内競技運転者許可証B以上を所持していること。但し、クローズド格式競技においてはこの限りではない。
3. クルーが20歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。
4. 競技会当日は主催クラブのクラブ員であること。

第14条 参加車両

2017年JAF国内競技車両規則ラリーF車両で、下記の条件を満たすこと。

1. 純正又は車検対応マフラーを装着していること。
2. 携行品:非常用停止表示板(三角)2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品。

第15条 参加台数

1. 参加台数は、原則として全クラスを通じて最大40台とする。申込台数が40台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第16条 クラス区分及びシード選手

1. シード選手とは、前年シリーズにおいて、1つのクラスA及びクラスBのドライバーまたはナビゲーター部門において、獲得したシリーズポイントの合計が10点以上の者とする。
2. クラスは以下の3クラスとする。

クラスA

使用機器及び出場実績による制限を設けない。

クラスB

ラリーコンピューターの使用は認められない。ラリーコンピューターについては、以下の定義の通りとする。

【ラリーコンピューターの定義】

「電気を動力とし、車両から取得された速度又は距離情報等を基に、指示速度に対する早遅を算出し、表示する機器」とする。距離や速度のみを表示するものについてはラリーコンピューターには該当しないものとする。また、手動によるもの（計算尺等）も該当しないものとする。

クラスC

使用機器の制限を設けない。但し、第16条1項に定めるシード選手についての出場は、シード選手認定要因がドライバー及びナビゲーターかを問わず、クラスCのドライバー・ナビゲーターとしての出場は認められない。

第17条 参加受理

1. 競技会事務局に於いて、参加者の正式受理を決定し参加者に参加受理書で通知する。
2. 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
3. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、ナビゲーターについては、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
4. 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までなら変更できる。
5. オーガナイザーは参加者に対して、その理由を明示する事なく参加を拒否する権限を保有する。

第4章 競技に関する基準規則

第18条 競技会受付(参加確認受付)

1. 競技会受付では、参加受理書、クルーの運転免許証・参加車両の自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証(自賠責)、対人損害保険証、搭乗者障害保険証、参加車両申告書等必要書類を速やかに提出すること。

第19条 車両検査

技術委員により参加車両の検査、サービス作業の管理およびマーキング・封印を行う。車両検査の可否の最終的な判定は技術委員長の判断となる。

1. 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く)および車両検査不合格の場合(競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある)はそれ以降の出走はできない。
2. 出走前車両検査は第14条、および保安部品、安全装備を重点的に行う。追加走行用前照灯、前部霧灯を使用する場合は出走前車両検査時に確認を受け、その状態を維持すること。
3. ラリー終了後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
4. ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。オーガナイザーより配布されたゼッケン(全周テーピング)、JAF公認競技会之証、広告は指定された位置に正しく貼付されなければならない。

第20条 チェックポイント(CP)

1. CPIはCP看板又は白線にて明示し、看板は原則として進行方向の左側に設置され、その確認はクルーの義務とする。
2. CPIには逆進入および並進入してはならない。並進入の場合、進行方向右側の車両は計時されない。
3. 競技車両は、特に指示があるCP以外において、CP発見後は速やかにCPラインを通過するものとし、CPラインより目視できる範囲において停車してはならない。停止の判断はCPライン上の通過確認オフィシャルにより判断され、一切の抗議は受付られない。停止したと判断された時点にて当該競技車両はCPラインを通過したものとし、その時間を計時される。
4. CPではオフィシャルの指示に従い、CPライン通過後、計時車付近で停車し、タイムカードの受け渡しまたはCPカードの交付を受けること。また、計時車付近で逆走または後退してはならない。
5. タイムカードまたはCPカードの記入内容を確認の上、速やかに車両を前方に移動すること。
6. タイムカードまたはCPカードの記入内容に関する訂正および再発行の請求は、当該CPの計時責任者に対して直ちに行うものとし、以後の訂正・再発行は受付ない。また、その際には後続車両の進行の妨げにならない位置に停車後、下車して行き、CP任務行為を妨げてはならず、請求に要した時間は救済されない。
7. CP及びゴールは先頭スタート車の到着予定時刻15分前までに開設し、最終スタート車の到着予定時刻の15分後に閉設される。
8. CP責任者は、CP付近での違反行為・ルールや指示の無視・著しい車体や保安部品や排気系統の破損・故意の時間調整を確認した場合、リタイヤ勧告またはペナルティーを課す権限を有する。

第21条 パスコントロールポイント(PC)

1. ルート上にPC(指示速度変更地点)を設定し、指示速度を変更することがある。この場合の正解時間の計算は秒未満を切り捨てる。また、PCの確認はクルーの義務とし、特別な指示がある場合を除き、PCが目標物の場合は原則として進行方向の左側より設置されているものとする。

第22条 計時

1. オフィシャルの用意する基準時計によって計時される。
2. 計時は、車両の前輪の中心がCPラインを通過した時刻を計測する。
3. CPIにおける計時は、秒未満を切り捨てる。
4. CPのスタート時刻は、当該CPで交付されたCPカードに記載された時刻に1分を加えた時刻とする。

第23条 減点

1. 各CP区間において、正解時間と各クルーの所要時間の差、1秒につき1点。
2. CP不通過車両は1箇所につき1000点。
3. コントロールシートの提出期限を過ぎた場合、1分につき10点。
4. コントロールシートの計算間違いをした場合、1箇所につき10点。
5. 1～4に定められた以外の減点を科す場合は、各競技会特別規則書に記載される。

第24条 順位決定

第23条の減点の合計(総減点)が少ないものを上位とする。総減点が同じ場合は下記の順により順位を決定する。

1. 減点0のCPが多い者。
2. 1CPの減点が少ない者。
3. 2が同減点の場合、2CP以降の減点を順次比べ、減点が少ない者が決定した時点でそのものを上位とする。
4. 抽選にて決定。

第25条 リタイヤ・競技の離脱

1. 競技会受付終了後、出走しない場合、また出走後、途中で棄権する場合は直ちに最寄りのオフィシャルにその旨を記した書面(リタイヤ届)をもって申告すること。提出が不可能の場合は電話等の手段で競技会大会本部に連絡すること。
2. リタイヤまたは失格となり競技を離脱する場合は、直ちにゼッケン・ラリー競技会之証および競技関係貼付物を取り除くこと。

第26条 競技内容の変更

1. 競技中に公式通知によって前出の指示と異なる新たな指示が与えられた場合はそこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする

第27条 競技の中断、又は打ち切り

1. 事故、故障車、災害、悪天候その他の事由により競技を中断又は打ち切りをすることがある。この場合は競技会審査委員会の裁定により行う。
2. この場合、競技参加者には直ちにその旨を伝えられ、競技参加者は速やかに最寄のオフィシャルの指示に従うこと。

第28条 罰則

参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が与えられる。

1. 交通事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
5. チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. 競技中にクルーまたは車両を変更したとき。
9. 参加者またはクルー、及び関係者間で不正行為があったとき。
10. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
11. 参加者またはクルーがブリーフィングに遅刻または欠席したとき
12. 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第5章 サービスに関する基準規則

第29条 サービス(整備作業)

サービス地点は原則設けられない。設けられる場合は、各競技会特別規則書に記載される。

第6章 その他の安全規定

第30条 クルーの装備

全ての乗員は、走行中は車両に純正装備されている安全ベルトを必ず装着すること。

第31条 一般安全規定

1. オーガナイザーの指示のある区間はサイドウィンドウを閉じて走行すること。
2. 事故や車両の故障及び乗員の体調不良により競技の継続が困難な状況になった場合、直ちに大会本部へ電話等でその旨を伝え、大会本部の指示に従うこと。
3. 競技車両以外の走行車両の妨げにならないように走行をすること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつすみやかに進路を譲ること。

第7章 抗議

第32条 抗議

1. 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本共通規則及び各競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として1件につき20,900円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出されなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
3. 競技に関する抗議は競技者のゴール到着後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、チェックカード及びタイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はそのCP責任者の署名を得たもののみ有効とする。
4. 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
5. 成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
6. 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
7. 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない

第8章 損害の補償

第33条 損害の補償

1. 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者は JAF 及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対して JAF 及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切補償責任を負わない。
2. 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする

第9章 シリーズポイント及び表彰

第34条 シリーズポイント

1. シリーズポイントは、シリーズに含まれる競技会に2戦以上出場した者(シリーズ順位該当者)で、競技会参加申込書に記載のドライバー・ナビゲーターに対して与えられる。
2. 競技中にドライバー・ナビゲーターを交代して運転した場合、参加申込書に記載されたドライバー・ナビゲーターに対して該当シリーズポイントを与えられ、それ以外は与えられない。
3. シリーズポイントは各競技会毎に成績により1台に対して以下の基準ポイントを与える。ドライバー及びナビゲーターが各競技会で獲得できるシリーズポイントは、基準ポイントを乗車人数で割った値(小数点以下は切り捨て)とする。

【基準ポイント】

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
基準ポイント	40	36	32	28	24	20	16	12	8	4

【1名あたりの獲得ポイント例】

乗車人数×順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2名	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2
3名	13	12	10	9	8	6	5	4	2	1
4名	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

第35条 順位の決定

1. シリーズの順位は、第34条1～3項により与えられたシリーズポイントのうち、**ポイントが高いもの6戦分のポイント合計(有効シリーズポイント)**が多い者を上位として順位を決定する。但し、成立した競技会が6戦以下の場合は、成立した競技会の数から1を引いた数の上位ポイントの合計を有効シリーズポイントとし、それが多いものを上位とする。
2. **有効シリーズポイント**が同点の場合、以下の順にて決定されるものを上位とする。
 1. シリーズの参戦数が多いもの。
 2. 各競技会での獲得したポイントの最高点が多いもの。
 3. 開催された全競技会の合計ポイントが上位のもの。
3. 1～3で決定されない場合は、シリーズ運営委員会の裁定により決定される。

第36条 シリーズ表彰

1. ドライバー及びナビゲーター両部門に対して、シリーズポイント合計の上位6名を表彰する。但し、原則として各部門共に表彰対象者はシリーズに含まれる競技会に2戦以上出場した全参加者数の50%を超えないものとする。
2. 2017年当シリーズ表彰は対象者に別途、郵送・Email等により詳細を告知する。

第10章 規則の解釈および施行

第37条 本規則の変更及び追加

本規則の変更及び本規則以外の規定、指示は、各競技会特別規則書あるいは公式通知により表示する。

第38条 シリーズ罰則

重大な違反した場合、本年度のシリーズポイント及び当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。

第39条 本規則の解釈

本規則ならびに各競技会特別規則書あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

第40条 本規則の施行

本規則は 2017年1月1日より施行する。